

# 社会福祉事業功労者等に対する知事顕彰要綱

昭和 55 年 10 月 16 日  
制 定

## (趣旨)

第 1 条 この顕彰は、多年、本県の社会福祉事業の増進に尽くし、又は他の模範となる者に対して行うものとし、もって社会福祉事業の発展に寄与することを目的とする。

## (表彰)

第 2 条 知事は、社会福祉事業の発展に寄与した者に対し、これを表彰するものである。

## (表彰対象者)

第 3 条 表彰は、次の各号に該当する者のうちから決定するものとする。ただし、過去において同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰を受けた者は除くものとする。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 社会福祉事業団体関係者
- (3) 社会福祉事業施設従事者
- (4) ホームヘルパー、身体障害者相談員及び知的障害者相談員
- (5) ボランティア及びボランティアグループ
- (6) 共同募金運動奉仕者及び奉仕団体
- (7) 身体障害者自立更生者及び知的障害者自立更生者
- (8) 地域福祉活動功労者
- (9) その他社会福祉の向上に特に功労のあった者

## (被表彰者の選考基準)

第 4 条 被表彰者の選考の基準は、別表のとおりとする。

## (感謝状の授与等)

第 5 条 知事は、社会福祉事業の発展に寄与した者に対し、感謝状を授与するものとする。

2 感謝状の対象者は、次の各号に該当する者のうちから決定するものとする。

- (1) 第 3 条の各号に該当する者のうち、第 4 条の選考基準に達しない者であって、特に感謝の意を表することが適当と認められる者
- (2) 社会福祉事業の向上及び増進のため、多額の金品を寄付し、特に感謝の意を表することが適当と認められる者であって、その寄付額が別表に掲げる額に該当する者

## (期間の計算)

第 6 条 期間及び年齢の計算は、原則として表彰日現在とする。

2 期間が中断している場合は、実在の期間のみを通算する。

## (顕彰の時期)

第 7 条 顕彰は、沖縄県社会福祉大会において行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができるものとする。

## (被表彰候補者等の推せん)

第 8 条 第 3 条被表彰候補者、又は第 5 条の感謝状授与候補者の推せんは、市町村長、

社会福祉事業関係機関の長、社会福祉事業施設及び団体の長、社会福祉大会の準備委員会が別紙様式により行うものとする。

(顕彰審査委員会)

第9条 顕彰の適正を期するため、顕彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 委員会は、前条により推せんのある者について、審査を行い被表彰候補者及び感謝状授与候補者を決定するものとする。

3 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、生活福祉部長が委員長となるものとする

(1) 生活福祉部長、生活福祉統括監、参事、福祉政策課長、保護・援護課長、障害福祉課長

(2) こども未来部 こども家庭課長、子育て支援課長

(3) 保健医療介護部 高齢者介護課長、地域包括ケア推進課長

(事務)

第10条 この要綱に基づく事務は、生活福祉部福祉政策課において行うものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定めることができる。

附 則

1 この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

2 社会福祉事業功労者等に対する知事表彰要綱（昭和49年1月29日制定。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

3 旧要綱に基づき決定された表彰及び感謝状は、この要綱に基づき決定されたものとみなす。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月10日から施行する。

<別表>

社会福祉事業功労者に対する知事表彰等区分一覧表(要綱第4条及び第5条関係)

	区分	要件					様式		
		現職の別	功績概要	年齢	従事期間/障害程度	表彰(必須)		表彰(除外)	
表 彰 基 準	民生委員・児童委員	現職にある者	民生委員・児童委員としての功績が特に顕著で、他の範と認められる者	満60歳以上	17年以上(福祉委員の在職年数を含む)	沖縄県社会福祉大会長表彰(民生委員・児童委員永年勤続功労)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	1	
	社会福祉事業団体関係者	現職にある者	社会福祉事業団体の関係者として民間社会福祉事業の発展のために貢献し、他の範と認められる者	満55歳以上		沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	2	
	社会福祉事業施設従事者	現職にある者	社会福祉事業施設従事者として要保護児・者の保護更生(育成)等その任務に貢献し、その功績が顕著で、他の範と認められる者	満55歳以上		沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	3	
	員者ホ 相 談 員 ヘル パー 知 的 障 害 者 相 談 員	ホームヘルパー	現職にある者	ホームヘルパーとして職務に精励し、その功績が顕著で、他の範と認められる者		17年以上	沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労のうち、いずれか)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	4-1
		身体障害者相談員	現職にある者	身体障害者相談員として職務に精励し、その功績が顕著で、他の範と認められる者		17年以上	沖縄県身体障害者福祉大会長表彰	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	4-2
		知的障害者相談員	現職にある者	知的障害者相談員として職務に精励し、その功績が顕著で、他の範と認められる者		17年以上	沖縄県知的障害者教育・福祉・就労研究大会長表彰	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	4-2
	ン ポ ラ ン テ ィ ア グ ル ー プ 及 び ボ ラ ン テ ィ ア 支 援	ボランティア	現在も活動中	社会福祉事業等を行うボランティア、ボランティアグループ、ボランティア協力校		10年以上	沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	個人 5-1 団体、 学校 5-2
		社会貢献・ボランティア支援	現在も支援中	社会福祉事業等の社会貢献活動や従業員の行うボランティア活動への支援を行う企業や団体		10年以上	沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	5-3
	者共 及 同 募 金 奉 仕 運 動 体 奉 仕	共同募金奉仕(個人)	現在も活動中	共同募金運動推進のための奉仕者として活動を続け、他の範となる者		10年以上	沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	6-1
		共同募金奉仕(団体)	現在も支援中	共同募金運動推進のための奉仕団体として活動を続け、他の範となる者		10年以上	沖縄県社会福祉大会長表彰(特別功労)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	6-2
	者生身 自 立 及 障 害 者 的 自 立 更 生 者	身体障害者自立更生者	現在、自立更生	その障害を克服し、現在自立更生しており、他の範と認められる者	満37歳以上	身障手帳1~4級の障害程度	沖縄県身体障害者福祉大会長表彰	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	7
		知的障害者自立更生者	現在、自立更生	その障害を克服し、現在自立更生しており、他の範と認められる者	満37歳以上	療育手帳所持	沖縄県知的障害者教育・福祉・就労研究大会長表彰	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	7
	地域福祉活動功労者	現職にある者	地縁による団体役員として、地域福祉活動を率先して行っており、その功績が特に顕著で、他の範と認められる者	満50歳以上	20年以上	沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)受賞後概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	8	
	その他社会福祉の向上に特に功労のあった者		1里親 里親として里子を10年以上養育した経験を有する者 2前各号に該当しない者で、功績が顕著で他の範と認められる者				沖縄県社会福祉大会長表彰(①特別功労、②社会福祉事業従事者永年勤続功労、③同特別永年勤続功労のうち、いずれか)概ね3年以上経過していること	同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰	その他 9-1 里親 9-2
	感謝 基準	表彰の区分に該当する者		上記表彰の各区分の基準に達しないが、特に感謝の意を表すことが適当である者、団体				同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰、感謝状	個人 10-1 団体 10-2
多額寄附		個人	社会福祉事業の向上及び増進のため、多額の金品を寄付し、特に感謝の意を表すことが適当と認められる者であって、その寄付額が300万円以上のもの(累計可)				同一功績について叙勲、褒章又は厚生労働大臣表彰若しくは知事表彰、感謝状	個人 10-1 団体 10-2	
		団体	社会福祉事業の向上及び増進のため、多額の金品を寄付し、特に感謝の意を表すことが適当と認められる者であって、その寄付額が500万円以上のもの(累計可)						